

三 本會は前條の目的を以て、左の事項を以て其の業務とする

一 本會は前條の目的を以て、左の事項を以て其の業務とする

二 本會は前條の目的を以て、左の事項を以て其の業務とする

三 本會は前條の目的を以て、左の事項を以て其の業務とする

四 本會は前條の目的を以て、左の事項を以て其の業務とする

五 本會は前條の目的を以て、左の事項を以て其の業務とする

六 本會は前條の目的を以て、左の事項を以て其の業務とする

七 本會は前條の目的を以て、左の事項を以て其の業務とする

八 本會は前條の目的を以て、左の事項を以て其の業務とする

九 本會は前條の目的を以て、左の事項を以て其の業務とする

十 本會は前條の目的を以て、左の事項を以て其の業務とする

十一 本會は前條の目的を以て、左の事項を以て其の業務とする

十二 本會は前條の目的を以て、左の事項を以て其の業務とする

第三條 本會は被傷害疾病労働者及其の家族の生活の安定、地位

の改善並に精神病慰安を以て目的とす

第四條 本會は前條の目的の貫徹を期する爲左の部門を設置し事

業を行ふ

一 共済部 二 研究部 三 法律部 四 講演部 五 慰安部 六 出

版部 七 授産部

但し必要に應じ部門を増減する事あるべし

事業細則は外に之れを定む

第五條 本會は本部を神戸市に置き支部を各地に置く、但し支部

の設置は其規約を定め本部委員會の承認を得ることを要す

第六條 本會正會員は毎月會費金三拾錢、贊助會員は毎月金三圓

以上齎出するものとす

第七條 正會員は入會後三ヶ月を経て後會の事業より生ずる一切

の利益を亨更するものとす